

埼玉県水道用水供給事業会計補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県は、地方公営企業法（昭和27年8月1日、法律第292号）第17条の2第1項及び第17条の3の規定により、埼玉県水道用水供給事業に対し、経営の健全化を促進し、経営基盤を強化するため、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費等)

第2条 補助金の交付対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

(1) 国庫補助の対象となった水道水源施設の建設費の30分の7（昭和55年度以前の各年度における当該施設の建設費については3分の1）に相当する額の平成元年度以前の企業債に係る利金（独立行政法人水資源機構への割賦負担金に係る利金を含む。）

ただし、建設仮勘定に計上されている資産に係るものを除く。

(2) 国庫補助の対象となった水道広域化のための基幹施設建設費の30分の7（昭和55年度以前の各年度における当該施設の建設費については3分の1）に相当する額の平成元年度以前の企業債に係る利金

ただし、建設仮勘定に計上されている資産に係るものを除く。

(3) ハッ場ダムに係る水源地域整備事業の埼玉県負担金（平成8年2月22日付け利根川水系吾妻川ハッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書第5条及び第6条に基づく負担金）のうち治水負担相当額に係る利金

(4) 戸倉ダム建設事業の廃止に係る埼玉県水道用水供給事業負担金の3分の1

(5) 南摩ダムに係る水源地域整備事業の埼玉県負担金（平成17年10月28日付け利根川水系南摩川南摩ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書第5条及び第6条に基づく負担金）のうち治水負担相当額に係る利金

(6) 次に掲げる児童手当の給付に要する経費の合計額

ア 3歳に満たない児童に係る給付に要する経費（ウに掲げる経費を除く。）の15分の8

イ 3歳以上中学校修了前の児童に係る給付に要する経費（ウに掲げる経費を除く。）

ウ 児童手当法附則第2条に規定する給付に要する経費

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その申請は、原則として毎事業年度3月27日までに行うものとする。

(交付決定通知書の様式)

第4条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(報告書の様式)

第5条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 第2条で定める補助金の額のうち、資本的収入として水道用水供給事業会計が受け入れるものについては、平成2年度は7分の5、平成3年度は7分の6を乗じた額とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年10月14日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年3月8日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年3月25日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

様式第1号

埼玉県水道用水供給事業会計補助金交付申請書

第〇〇〇号

〇〇年〇〇月〇〇日

埼玉県知事様

埼玉県公営企業管理者

下記により、〇〇年度埼玉県水道用水供給事業会計補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額及び内訳

2 補助金の使途

様式第2号

埼玉県水道用水供給事業会計補助金交付決定通知書

第〇〇〇号

〇〇年〇〇月〇〇日

埼玉県公営企業管理者様

埼玉県知事

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇〇号で申請のあった埼玉県水道用水供給事業会計補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則により、下記のとおり交付する。

記

1 交付金額

2 交付年月日

3 交付条件

様式第3号

埼玉県水道用水供給事業会計年度終了実績報告書

第〇〇〇号

〇〇年〇〇月〇〇日

埼玉県知事様

埼玉県公営企業管理者

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇〇号で補助金の交付決定の通知を受けた埼玉県水道用水供給事業の〇〇年度における実績について、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付金額及び内訳
- 2 補助金の使途